

# 平成30年度第3回 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会

日時：平成31年2月5日（火）

午後3時～午後4時

場所：堺市役所本館地下1階多目的室

## 議 事 次 第

1 開会

2 議事

（1）史跡土佐十一烈士墓保存活用計画について

3 閉会

## 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会委員名簿

氏 名	性別	所 属 団 体 等	主な専門分野等	区分	任 期
いはら 井原 縁	女	奈良県立大学 地域創造学部 准教授	環境デザイン学、 造園学	新任 (1期目)	平成 30 年 4 月 1 日 ～ 平成 32 年 3 月 31 日
いちのせ 一瀬 和夫	男	京都橘大学 文学部 教授	考古学	新任 (1期目)	
きたぐち 北口 照美	女	奈良佐保短期大学 客員教授	住環境学、 造園学	新任 (1期目)	
まえかわ 前川 歩	男	奈良文化財研究所 都城発掘調査部 遺構研究室 研究員	史跡整備、 建築学	新任 (1期目)	
わだ 和田 晴吾	男	兵庫県立考古博物館館長	考古学	新任 (1期目)	

# 史跡整備スケジュール(予定)

H30年度			H31年度												H32年度																	
8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
史跡工			史跡工佐十一烈士墓保存活用計画																													
御廟表塚古墳 調査			史跡百舌鳥古墳群保存活用計画(改定)																													
御廟表塚古墳 調査			史跡百舌鳥古墳群整備基本計画(第2期)																													
御廟表塚古墳 調査			御廟表塚古墳 設計																													
御廟表塚古墳 調査			寺山南山古墳 測量																													
9/18 第1回委員会			委員改選																													
2/5 第3回委員会			第3回委員会																													
12/25 第2回委員会			第2回委員会																													
第1回委員会			第1回委員会																													
(土)第3・4章 (百)御廟表塚古墳発掘調査視察			(土)まとめ																													
(土)第1・2章			(土)第7・11章 (百)御廟表塚古墳整備																													
(土)現地視察・今後の予定			(土)第5・6章 (百)御廟表塚古墳整備																													

## 史跡土佐十一烈士墓保存活用計画（案）

## 第 1 章 計画策定の沿革と目的

1. 計画策定の経緯
2. 計画策定の目的
3. 計画の対象範囲
4. 委員会の設置
5. 計画策定の経過
6. 他計画との関係
  - (1) 関係法令
  - (2) 関連計画
7. 計画の実施

## 第 2 章 史跡の概要

1. 指定に至る経緯
2. 指定の状況
  - (1) 指定告示
  - (2) 指定説明文とその範囲
  - (3) 指定に至る調査成果
  - (4) 指定地の状況

## 第 3 章 史跡の本質的価値

1. 史跡の本質的価値
2. 新たな価値評価の視点
3. 構成要素の特定

## 第 4 章 現状と課題

1. 保存管理
2. 活用
3. 整備
4. 運営体制

## 第 5 章 大綱・基本方針

## 第 6 章 保存管理

1. 方向性
2. 方法

## 第 7 章 活用

1. 方向性
2. 方法

## 第 8 章 整備

1. 方向性
2. 方法

## 第 9 章 運営体制

1. 方向性
2. 方法

## 第 10 章 施策の実施計画の策定・実施

## 第 11 章 経過観察

1. 方向性
2. 方法

## 第1章 計画策定の沿革と目的

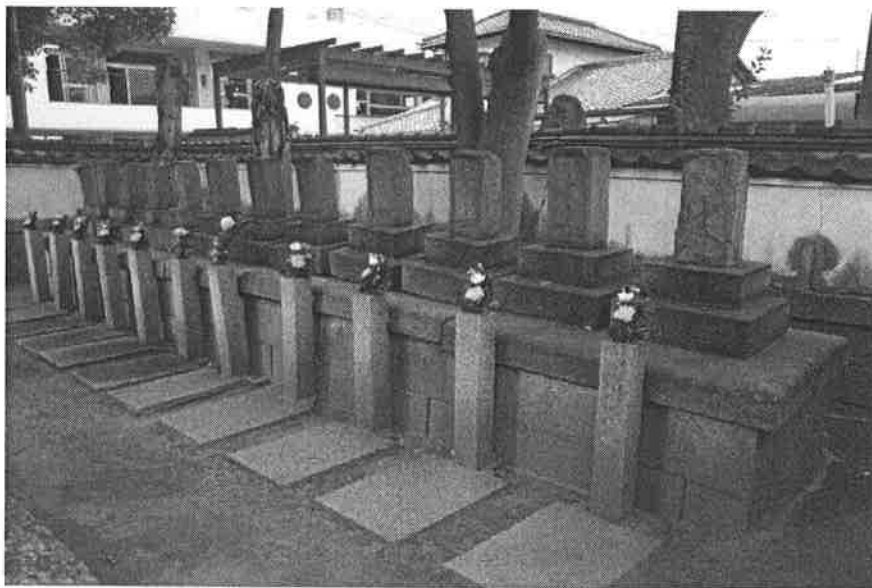
### 1. 計画策定の経緯

土佐十一烈士墓は堺市堺区宿屋町東3丁に所在する宝珠院境内にある。慶応4年(1868)に起こった堺事件により切腹した土佐藩士の墓である。堺事件とは、慶応4年2月、堺を警備していた土佐藩士が、堺港でフランス水兵の上陸を阻止しようと殺傷した事件である。フランス公使ロッシュは明治政府に対し強く抗議し、事件に関わった土佐藩士隊長箕浦猪之吉ら11名が妙國寺で切腹した。11名の亡骸は妙國寺北隣の宝珠院境内に葬られた後、土佐藩主山内豊範によって墓碑が建立された。

明治時代以降、事件の犠牲者を追悼する人々によって墓所は整備され、顕彰碑が建てられた。墓所のみならず事件ゆかりの地を訪れる人も増え、事件後50周年など節目の年には記念事業が行われるなど、墓所は大切に守られてきた。昭和13年(1938)、土佐十一烈士墓は攘夷から開国和親へと政府の外交方針が大きく転換する時期に生じた事件を伝える著名な墓所として国の史跡に指定された。

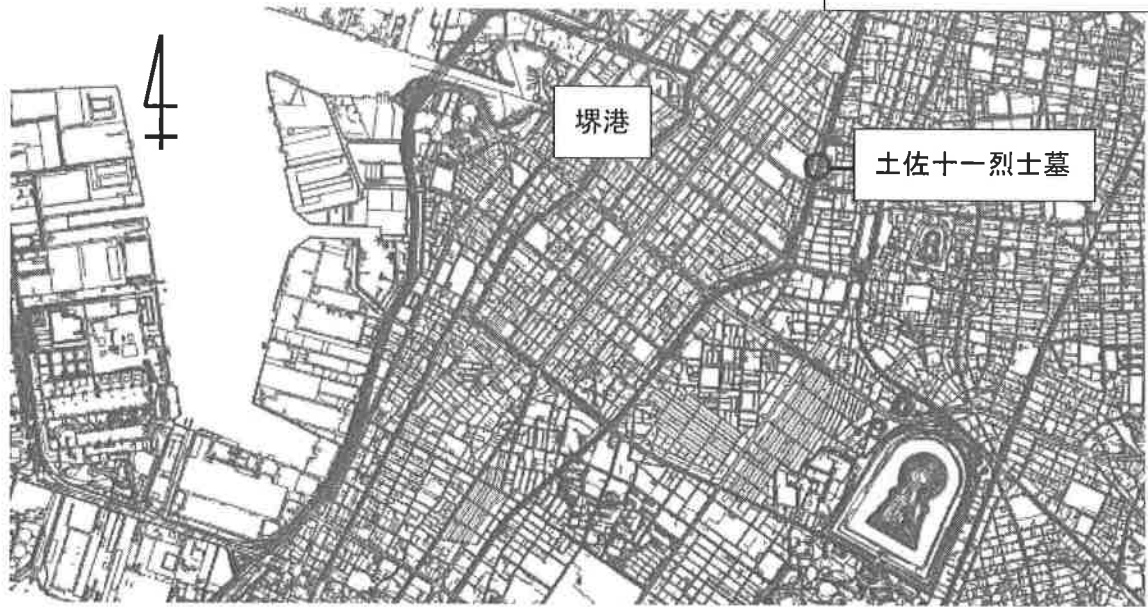
史跡指定から80年が経過した近年、土佐十一烈士墓は長い年月を経過し、和泉砂岩製墓石の劣化や台石組の傾斜、指定地をとり巻く環境の変化など史跡の保存上、様々な課題が浮上してきた。

堺市では土佐十一烈士墓を確実に保存し、次世代に伝えるため、適切な保存活用の方針を示す「国史跡土佐十一烈士墓保存活用計画」を策定することとした。

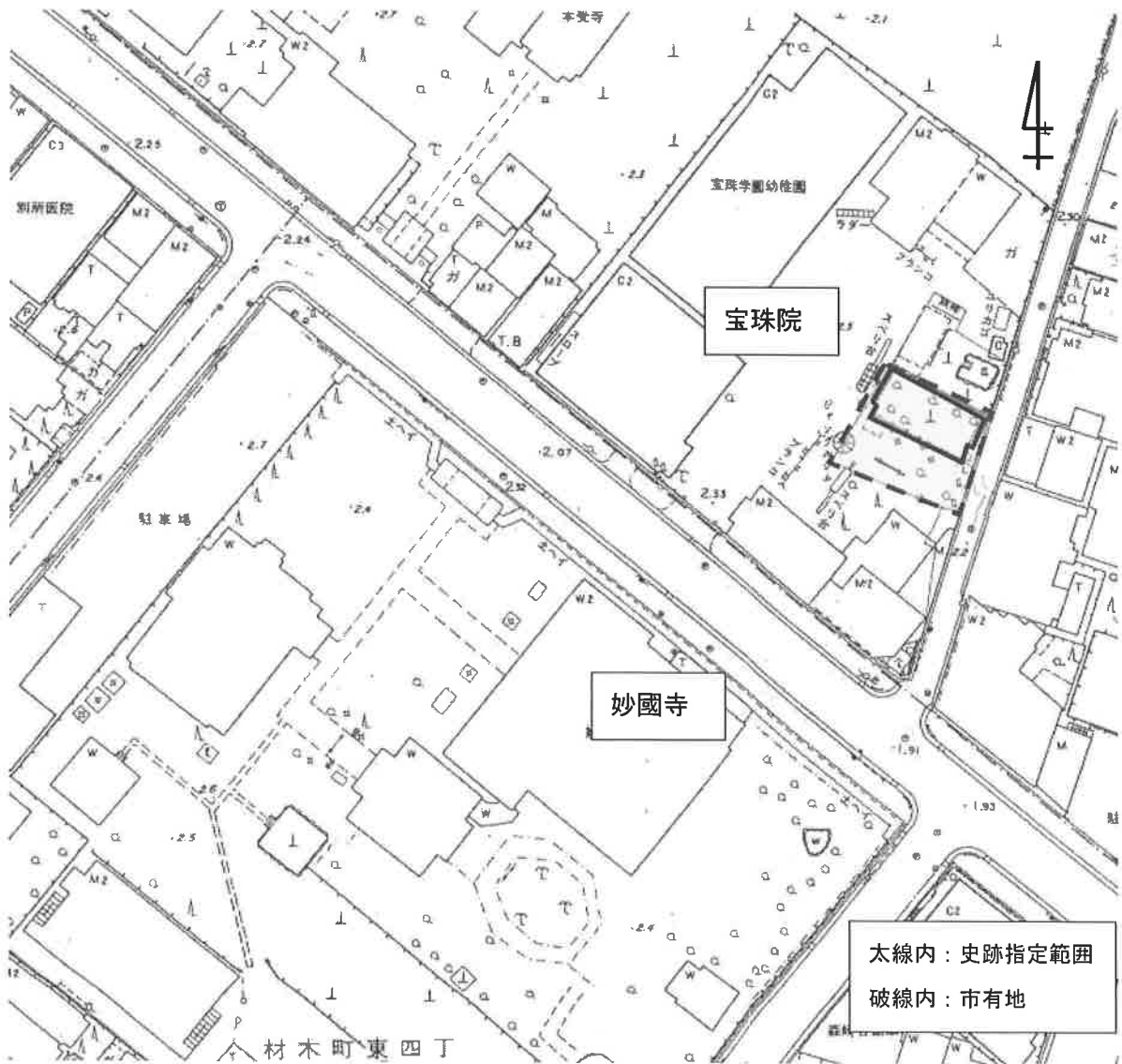


史跡 土佐十一烈士墓

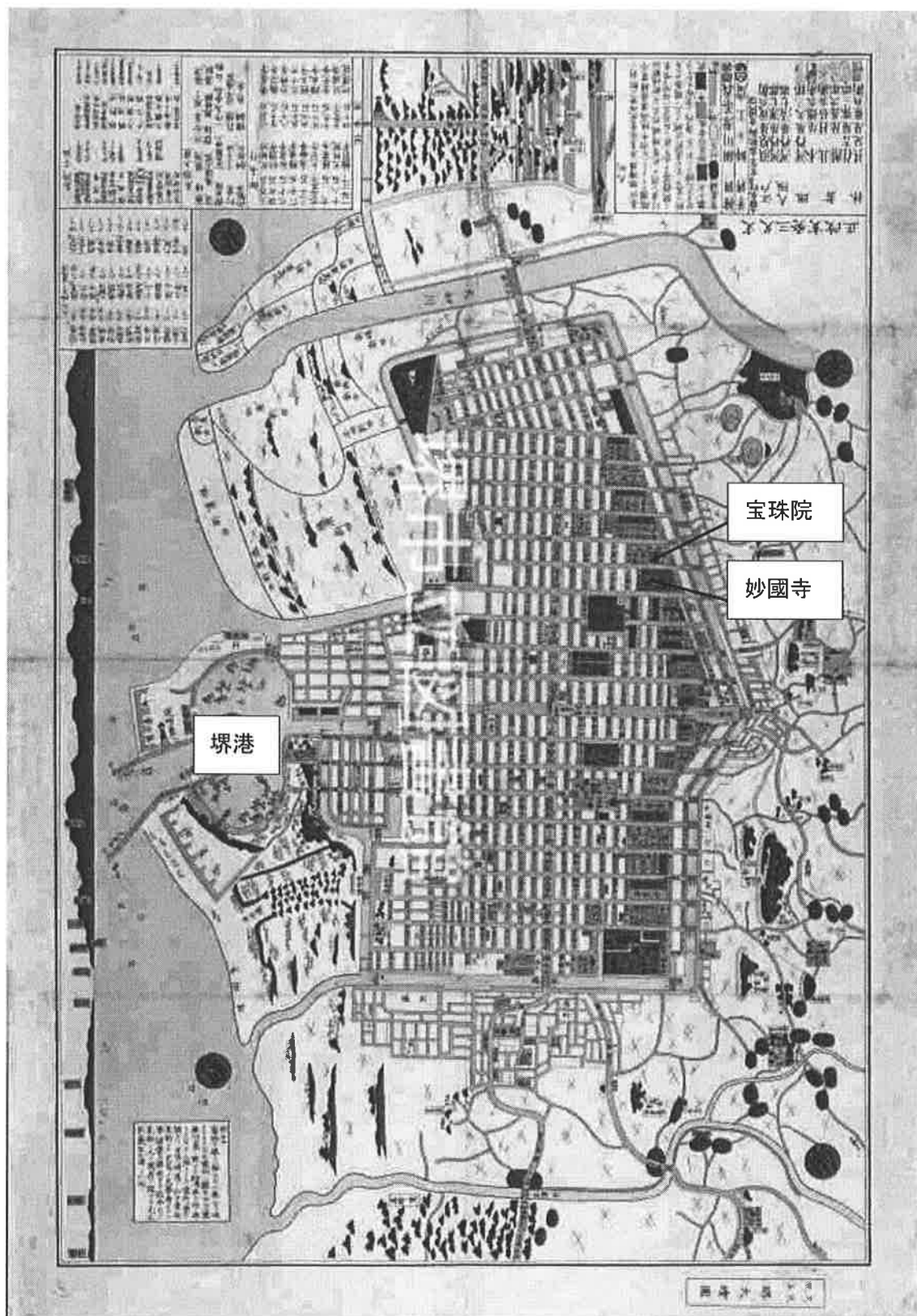
スケール・方位を追加



位置図 (1:40,000)



位置図 (1:1,000)



「文久改正堺大絵図」文久3年（1863）

堺市立図書館所蔵・一部加筆 堺市立図書館デジタルアーカイブより転載

- 2. 前項にあわせて目的を修正
- 3. 対象範囲を追記

## 2. 計画策定の目的

本計画は土佐十一烈士墓を確実に保存し、次世代に伝えるため、適切な保存活用の基本方針の策定を目的とする。

本計画では、史跡を構成する諸要素と本質的価値を明らかにし、それらを適切に保存管理するための方針について定める。また墓所としての性格を踏まえた公開を実施する上で必要となる整備の方針についても定める。

## 3. 計画の対象範囲

史跡指定地は玉垣と土塀に囲まれた範囲のみであるが、亡くなった土佐藩士を顕彰する石碑やフランス水兵の慰霊碑等、関連地は指定地外に点在する。本計画は史跡指定地を対象とするが、活用に関しては史跡に対する理解を深めるため、指定地外の顕彰碑等も対象とする。



#### 4. 委員会の設置

百舌鳥古墳群に限らず、土佐十一烈士墓など本市の区域内に所在する史跡の保存、管理、整備、活用等について調査審議するため、平成30年3月30日付で「堺市附属機関の設置等に関する条例」（条例第10号）を一部改正し、平成30年4月1日付で「堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会」を設置した。

また、堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会の規則は、平成30年3月30日付で「堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会規則」（教育委員会規則第11号）を定め、平成30年4月1日に施行後、堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会を設置した。

#### 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会

○委員（平成30年4月1日～平成32年3月31日）

委員長	和田晴吾	兵庫県立考古博物館館長（考古学）
副委員長	一瀬和夫	京都橘大学教授（考古学）
委員	井原 縁	奈良県立大学准教授（環境デザイン学、造園学）
委員	北口照美	奈良佐保短期大学客員教授（住環境学、造園学）
委員	前川 歩	奈良文化財研究所研究員（史跡整備、建築学）

○助言者  
文化庁文化財第二課  
大阪府教育庁文化財保護課

○協力者

○事務局  
堺市文化観光局文化部文化財課

#### 5. 計画策定の経過

- 平成30年9月18日 平成30年度第1回堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会  
委員長・副委員長選出、現地視察
- 平成30年12月25日 平成30年度第2回堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会  
保存活用計画案の検討
- 平成31年2月2日 平成30年度第3回堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会  
保存活用計画案の検討

6. 他計画との関係

(1) 関係法令

A. 文化財保護法

第 94 条に基づく発掘通知（堺環濠都市遺跡に該当）

第 125 条に基づく現状変更許可申請

遺跡地図

B. 都市計画法

市街化区域

都市計画図

用途地域：第二種中高層住居専用地域 建蔽率：60% 容積率：200%	高度地区：第二種 防火・準防火地域：準防火地域
--	----------------------------

C. 建築基準法

D. 堺市景観条例

E. 堺市屋外広告物条例

許可区域：第 1 種許可区域

壁面広告物	面積：取付壁面の 1 / 3 以内 範囲：取付壁面の高さとの範囲内 範囲：開口部（窓、出入口等）を塞がない
屋上広告物	面積：1 表示面につき 30 m <sup>2</sup> 以内、かつ、総面積 120 m <sup>2</sup> 以内 範囲（縦）：建造物の高さの 1 / 3 以内、かつ、5 m 以内の長さ 範囲（横）：建造物の幅の範囲内
自立広告塔ほか	面積：1 表示面につき 10 m <sup>2</sup> 以内、かつ、総面積 20 m <sup>2</sup> 以内 高さ：地上から最上端までの高さ 10m 以内 高さ：非自家用広告物及び広告板は 4 m 以内

(2) 関連計画

A. 堺市マスタープラン『さかい未来・夢コンパス』（平成23年3月策定）

第5章 堺・3つの挑戦 歴史文化のまち堺・魅力創造への挑戦！

歴史と文化を活かしたまちづくりの推進

歴史文化資源を「誇り」に感じるまちを実現していくため、仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群の世界文化遺産への登録に向けた取組や、歴史文化資源の保存・活用に向けた取組を進めます。

B. 堺市都市計画マスタープラン（平成24年12月改定）

第1章 2-3 都市づくりの姿勢

歴史・文化を活かし、持続可能な、自治都市を支える協働の都市づくり

輝かしい歴史・豊かな文化を活かし、世界に誇れるまちの活力や魅力を生み出す

世界文化遺産登録をめざしている百舌鳥古墳群をはじめとした歴史・文化資源の有する価値を市民一人ひとりが再認識し、それぞれの魅力や歴史がもっと身近に感じられる都市づくりを進めます。

C. 堺市景観計画（平成27年9月変更）

第4章 景観形成の推進方策

4-2 重点的に景観形成を図る地域 堺環濠都市地域

歴史文化資源や歴史的まちなみと調和したにぎわいの創出による魅力と活力ある景観形成を進めるため、阪堺線の活性化や文化・観光振興、業務系施設の誘導などの取組みと連携しながら、町家やまちなみ保全に向けた施策の構築、地域や地区に応じた都市計画手法、景観協定などの景観法に基づく各種手法の活用など、市民・事業者と行政の協働のもと取り組んでいきます。

D. 堺市歴史的風致維持向上計画（平成25年11月策定）

V. 重点区域の位置及び区域

(2) 環濠都市区域

現在の市街地には、茶の湯にみる歴史的風致の核となる重要文化財の南宗寺（仏殿・山門・唐門）をはじめ、山口家住宅、大安寺本堂があり、刃物・線香に代表される伝統産業や神輿渡御祭（おわたり）が受け継がれた様々な伝統を知り、触れることができる市街地であり、これらの建造物を包括し、さらに伝統を今に伝える環濠に囲まれた範囲を重点区域として設定する。

7. 計画の実施

本計画は平成32年（2020）3月31日に完成し、平成32年4月1日より実施する。

## 第2章 史跡の概要

### 1. 指定に至る経緯

土佐十一烈士墓は堺市堺区宿屋町東3丁に所在する宝珠院境内にある。慶応4年(1868)に起こった堺事件により切腹した土佐藩士の墓である。堺事件とは、慶応4年2月、堺を警備していた土佐藩士が、堺港でフランス水兵の上陸を阻止しようと殺傷した事件である。フランス公使ロッシュは明治政府に対し強く抗議し、事件に関わった土佐藩士隊長箕浦猪之吉ら11名が妙國寺で切腹した。11名の亡骸は妙國寺北隣の宝珠院境内に葬られた後、土佐藩主山内豊範によって墓碑が建立された。

明治時代以降、事件の犠牲者を追悼する人々によって墓所は整備され、顕彰碑や慰霊碑が建てられた。森鷗外の『堺事件』など文学作品や講談を通じて、事件が広く知られるようになる。墓所のみならず事件ゆかりの地を訪れる人も増え、事件後50周年など節目の年には記念事業が行われ、墓所は大切に守られてきた。

昭和13年(1938)2月、宝珠院から文部大臣宛てに史蹟指定願が提出された。8月8日、土佐十一烈士墓は開国期の外交事件を伝える著名な墓所として国の史跡に指定された。

第二次世界大戦の戦禍により宝珠院も墓所周囲の建物は全焼した。昭和24年(1949)に宝珠院境内に宝珠学園幼稚園が開園し、指定地の周囲は園庭となり、現在に至る。

## 2. 指定の状況

### (1) 指定告示

名 称 土佐十一烈士墓（とさじゅういちれっしのはか）  
所 在 地 大阪府堺市宿屋町東三丁 寶珠院境内（現：大阪府堺市堺区宿屋町東三丁）  
指 定 面 積 一筆 内實測 十七坪三合四勺（約 57.22 m<sup>2</sup>）  
所 有 者 堺市  
指 定 年 月 日 昭和 13 年（1938）8 月 8 日指定  
告 示 番 号 文部省告示第二九二号

\*（ ）：加筆

### (2) 指定説明文とその範囲

#### ○説明

明治元年二月十五日フランス國軍艦堺港ニ來航シテ港内ヲ測量シ水兵禁ヲ犯シテ上陸狼藉ニ及ビシヲ以テ警備ノ土佐藩六番隊々長箕浦猪之助等之ヲ阻止セントシテ能ハズ已ムヲ得ズシテ發砲フランス國水兵ヲ殺傷セリ 政府即チ國際關係ノ惡化ヲ恐レテ其ノ犠牲トシ箕浦以下廿名ニ對シテ二月二十三日妙國寺本堂前ニ於テ切腹ヲ命ジタリ 橋詰愛平第十二番目ニ屠腹セントセル折臨檢ノフランス國使臣ノ乞ニ依リテ以下九人ノ自刃ヲ止メシメタリ即チ屠腹セル十一烈士ノ遺骸ハ寶珠院ニ埋葬セリ 土佐舊藩主山内容堂其ノ忠烈ヲ悼ミ命ジテ石碑ヲ建設セシメシガ更ニ明治六七年ノ頃住職墓石ヲ改メ建テ明治三十七年谷干城等墓域ヲ整理シ玉垣土塀ヲ建設シテ今日及ベリ而シテ橋詰愛平ハ歸郷ノ後快々トシテ樂シマズ明治二十二年秋病ニ死セルヲ以テ有志十一烈士ノ墓ノ傍ニ小碑ヲ建テテ其ノ靈ヲ慰メタリ

#### ○指定ノ事由

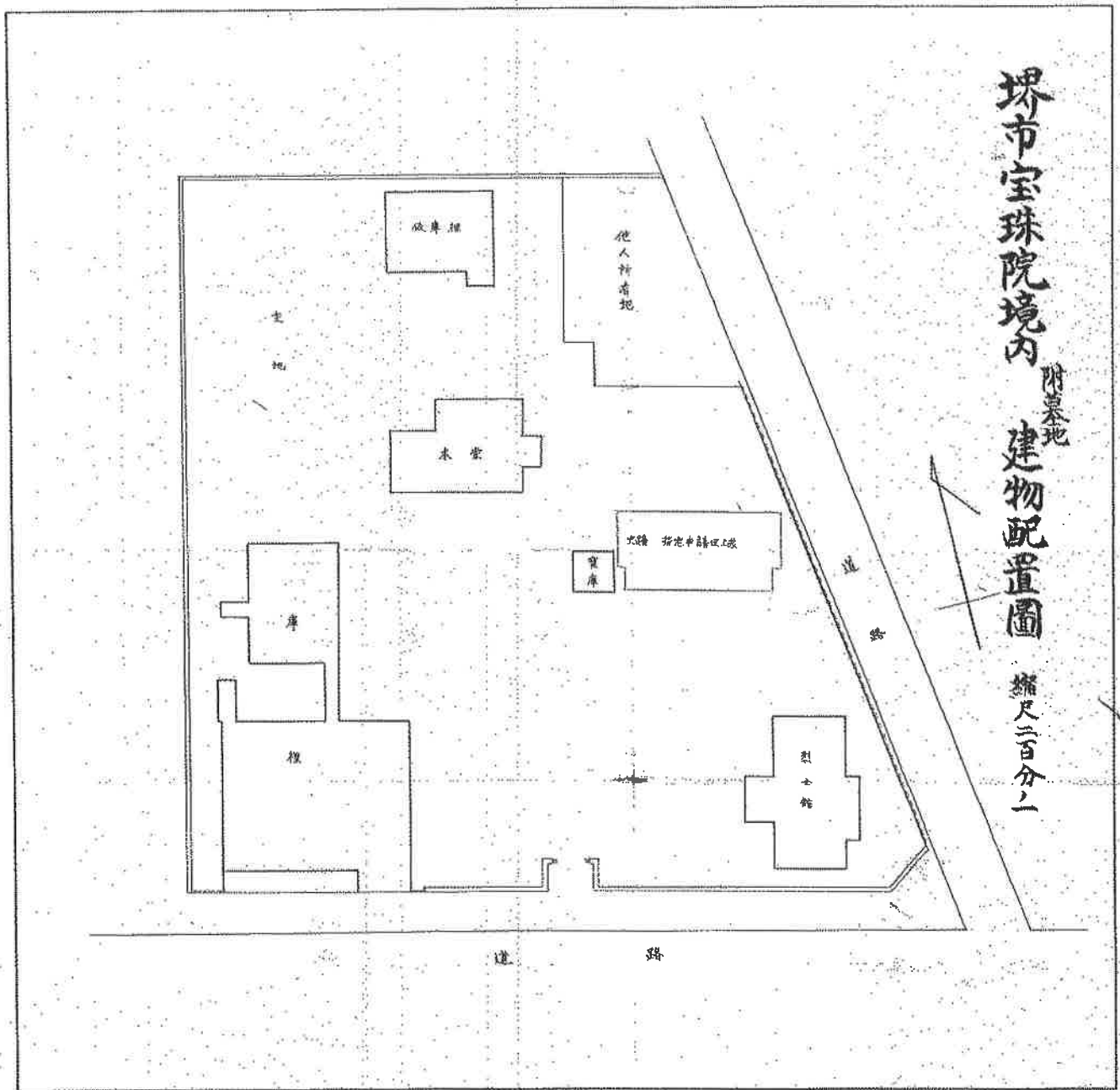
保存要目 中史蹟ノ部第三二依ル

#### ○保存ノ要件

一、墓石ノ毀損及破壊ヲ為サザルコト



昭和 13 年史蹟指定願 添付写真



昭和 13 年史蹟指定願 添付図面 1

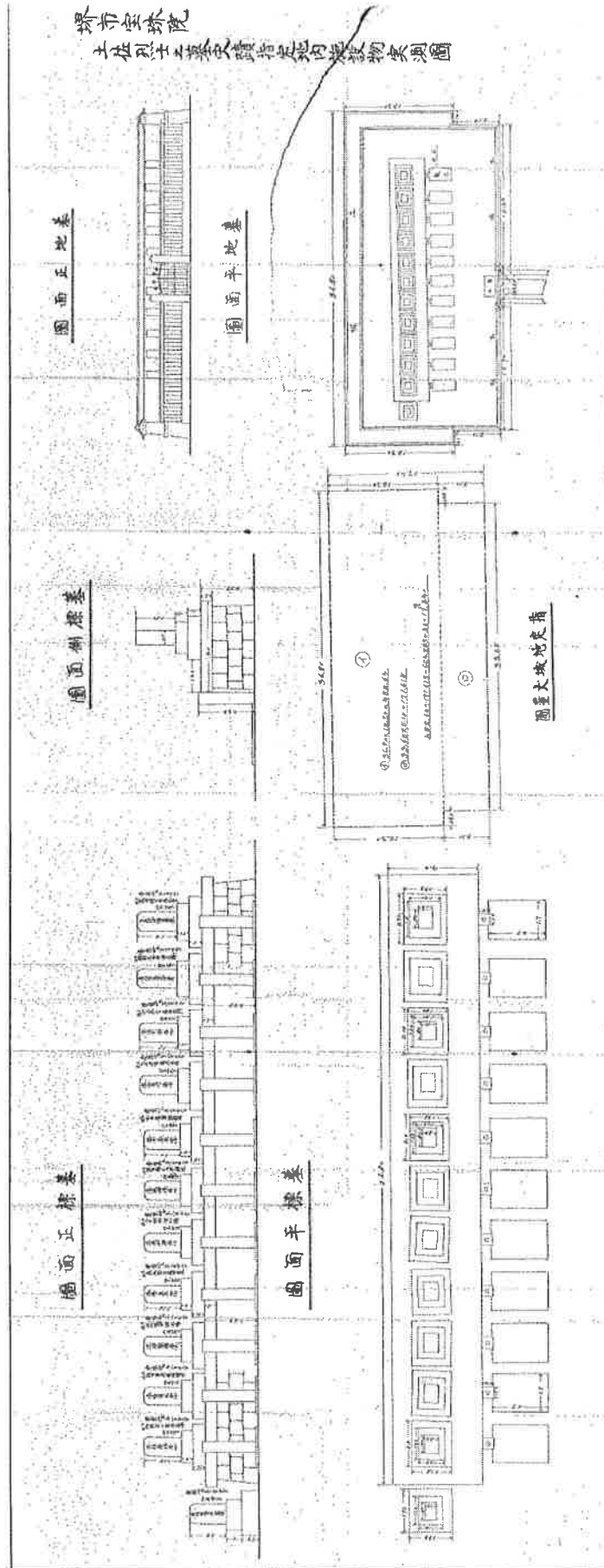






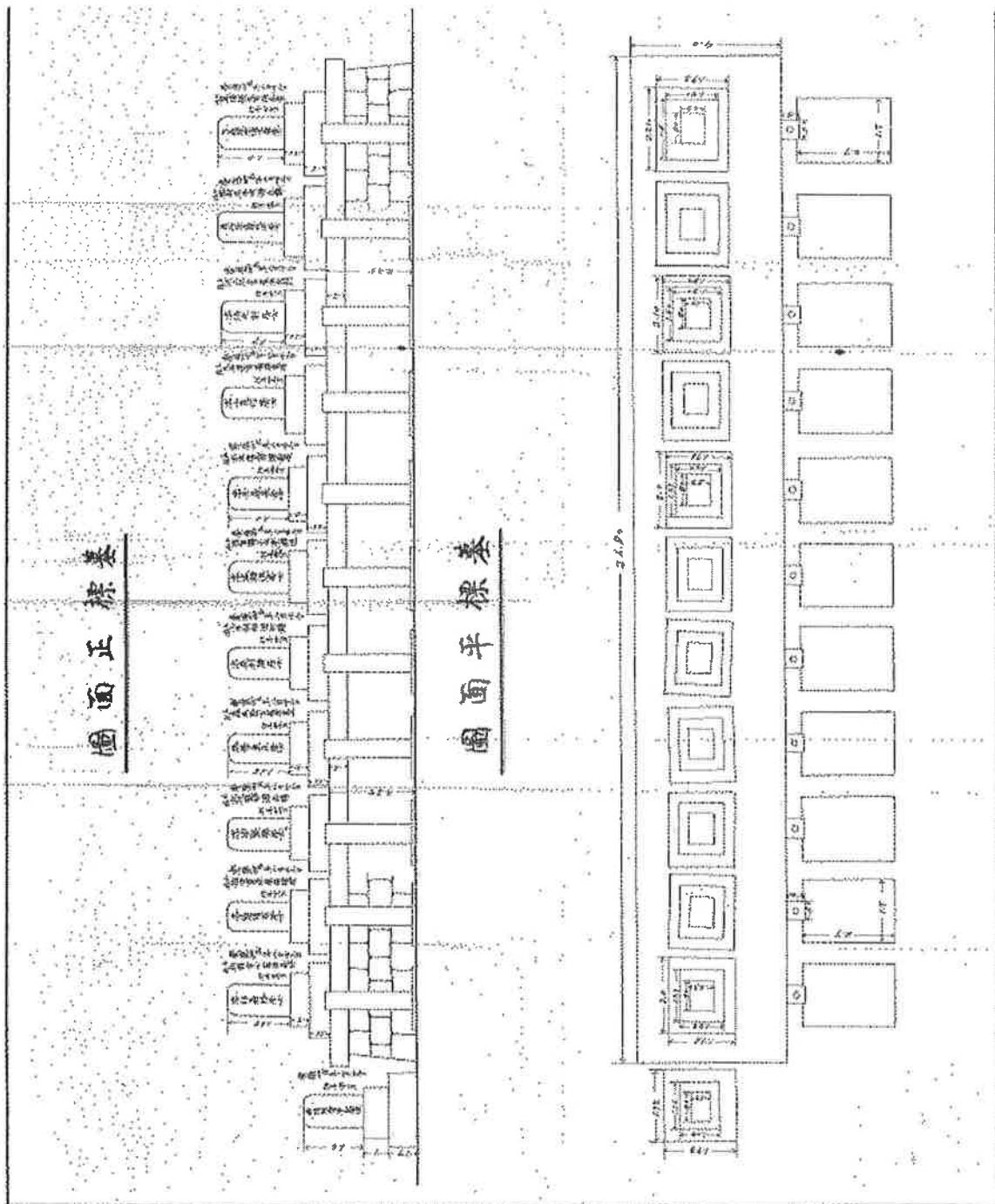
堺市宝珠院

寺在烈士之墓史蹟指定地内建築物実測圖



昭和13年史蹟指定願 添付図面 4





昭和13年史蹟指定願 添付図面6 (拡大)

### (3) 指定に至る調査成果

#### A. 自然的調査の成果

気候について記載予定

#### B. 歴史的調査の成果

##### ア. 堺事件の背景 - 堺の治安

慶応3年(1867)8月、江戸幕府直轄地であった堺を統治した堺奉行所が廃止され、新たに大坂町奉行所の管轄となった。そのわずか二か月後の10月には大政奉還、12月には王政復古の大号令が発せられ、明治時代の幕開けとなった。

慶応4年(1868)1月3日、鳥羽・伏見の戦いが起こると、旧幕府軍の敗走兵が堺にも流れ込むなど治安が悪化した。さらに1月7日夜、堺のまちはおよそ二町四方を焼き尽くす大火に見舞われた。火元は商家の失火であったが、敗走兵等による放火と勘違いした人々の間に不安が広がり、治安の悪化を印象付けることとなった。

1月9日、堺の治安を回復させるため、薩摩藩が堺奉行所があった殿馬場役所や総会所に入り、敗走兵の取締りなどにあたったものの、翌10日には大坂へ引き上げた。

薩摩藩の後、新政府から堺の警備を命じられたのが土佐藩である。1月10日、土佐藩は鳥羽・伏見の戦いに従軍していた箕浦猪之吉率いる六番隊と精鋭部隊の前哨隊を堺に派遣した。二隊は1月11日に堺に到着し、翌日から早速、市中の警備にあたったが、17日には前哨隊が大坂に引き上げられた。箕浦は大坂の軍監に兵力の補充を訴え、西村佐平次率いる八番隊が京から派遣された。

この頃、土佐藩は朝廷からも堺の統治を命じられ、大道筋櫛屋町元惣会所に土州役所を置き、二隊の監督と堺の統治にあたった。堺に派遣された二隊は、絲屋にあった与力同心の屋敷に入り警備の任に着いた。まちは平穏を取り戻し、町方だけでなく村方からも多額の献金が土州役所に納められた。

土佐藩の統治にかわり、1月22日に大坂鎮台が置かれ、さらに27日、堺は大坂裁判所の管轄下に置かれた。当時の裁判所は司法だけでなく行政も司っていたため、堺の統治は大坂裁判所が行った。土佐藩による統治は終わったが、警備は引き続き行われた。

##### イ. 堺事件の背景 - 開国の影響

「鎖国」体制に終わりを告げる安政の五カ国条約により、大坂開市、兵庫開港が決定された。諸外国は航路の安全を確保するため、海図の作成が急務となり、航路となる大阪湾や瀬戸内海の測量を行った。この測量作業には深淺測量だけでなく、開港地か否かに関わらず上陸を伴う海岸線の測量も含まれていた。

開国はされたが、外国人の行動範囲は強く規制され、開港地を中心とする範囲に限られていた。堺は開港地ではなかったが、慶応3年12月7日付の外国人の行動範囲に関する規則によると、堺は大坂と並んで外国人の立入が認められていた。

各地で外国人との接触が増えるなか、攘夷を決行する事件が頻発する。慶応4年1月1

1日、備前藩の隊列を横切ったイギリス水兵との間で銃撃戦となり、事件の責任をとって備前藩家臣が切腹する神戸事件が起こる。また、土佐藩士が官軍の証である錦旗を国許へ運ぶ道中、1月14日、事件の混乱が続く神戸でフランス兵に行く手を阻まれ、一時的に錦旗を奪われる事件も起こった。これらの事件は土佐藩をはじめ、諸藩の外国に対する警戒心を高めるとともに、開国を進める新政府にとっては、早急な攘夷の機運の鎮静化に迫られた。

1月15日、新政府は神戸で開国和親の布告を出す。1月22日には外国人に対して失礼がないよう心掛ける旨を命じる通達を出し、矢継ぎ早に1月25日と27日にも同様の通知を出すなど対応に迫られた。

#### ウ. 堺事件前夜

堺事件前日にあたる2月14日、明日15日にフランス人が堺に来るので、無礼がないようにと命じ、万が一無礼があれば処分する旨の触れが惣年寄から市中に出された。また、事件当日の15日、明日16日に堺港の測量に来るフランス人に対して、海路も陸路も通行を妨げてはならないという旨の触れが土州役所から出されている。

しかし、事件当日、通訳を伴い紀州街道を南下していたフランス人は、外国事務局から通知がないとして、大和橋まで出向いて警備していた土佐藩警備隊に追い返された。

#### エ. 堺事件勃発

2月15日午後4時頃、天保山に停泊していたフランス軍艦デュプレクス号は測量のため堺港に来航した。乗組員は二隻の舟に分乗し、一隻は新湊に回航し、一隻は湊口にあった旭茶屋の前から上陸した。知らせを受けた軍監府は、早速、箕浦隊と西村隊に取締りを命じた。現場に駆け付けた両隊長は、フランス水兵に退去を求めたが言葉が通じず、隊旗を奪われそうになったため、フランス水兵を拿捕しようとしたところ銃撃戦となり、11名を殺傷した。新湊へ向かっていた一隻はあわてて本艦へ帰艦した。その夜、当時、堺南台場を警備していた岸和田藩とともに土佐藩は台場の守りを固め、フランス軍艦の反撃に備えたが、フランス艦は遺体捜索に来たのみで、さらなる衝突は生じなかった。

フランス側の資料では、上陸しても堺の人々は菓子や果物をくれ、フランス水兵も子供たちにパンを与えるなど互いに友好的な態度で接していたが、武器を持たない丸腰のフランス水兵に対し、土佐藩兵が突然銃撃してきたと記される。

#### オ. 堺事件直後の対応

フランス側に11名もの死傷者が出たことから、フランス公使ロッシュは新政府に対し、国際法のみならず先の条約（日仏修好通商条約）にも違反すると激しく抗議し、翌16日に遺体の引き渡しを迫った。事件は当事国のフランスのみならず、他国の公使達にも大きな動揺を与えたため、重大な外交問題に発展することを懸念した新政府は事件の解決を急い

だ。

事件当日、土佐藩は大坂裁判所から堺の警備を罷免され、隊員は大坂土佐藩邸への引き上げを命じられた。土佐藩は事件に関わった藩士から聞き取りを行い、当日の夜には外国事務総督伊達宗城（宇和島藩主）へ報告した。

報告を受けた伊達は外国事務総督東久世通禧と外国事務局判事五代友厚をフランス公使館へ説明に向かわせたものの、面会はできなかった。またイギリス公使パークスと事件の対応について協議し、事態收拾の道を探った。しかし、土佐藩の報告だけでは事態を把握できず、東久世通禧は五代友厚を伴い堺へ向かった。事件を目撃していた人物から直接聞き取りを行うとともに、遺体探索を行った。引き揚げられた遺体はフランス軍艦に届けられ、遺体は神戸の外国人墓地に埋葬された。

#### カ. 堺事件の処理

2月19日、フランス公使ロッシュは伊達宗城宛てに事件の処置について五か条からなる要求を出す。要求では事件に関わった土佐藩隊長2名及びフランス人を殺害した者を全て事件現場で日仏両国の立会のもと斬首刑に処すること、賠償として土佐藩主は15万ドルを支払うこと、外国事務を掌る親王はフランス艦に出向き謝罪すること、土佐藩主がフランス艦に出向き謝罪すること、土佐藩が武器を携行して開港場を通行及び滞留することを厳禁することとし、これらを3日以内に履行するよう要求した。

新政府はフランス側の要求を承諾することにより、さらに攘夷が活発化することを懸念し、隊長兩名のみの処刑をもって交渉したが、フランス側はこれを承諾しなかった。イギリス公使の助言もあり、2月22日、新政府はフランス側の要求を受け入れた。同日、大坂裁判所から土佐藩に対し、隊長兩名と兵隊18名を切腹に処する命が伝えられた。

土佐藩の取調べの結果、六番隊の15名、八番隊の10名から発砲したと申出があり、両隊長と両小頭を加えた計29名が処刑の対象となっていた。22日、大坂裁判所からの命を受け、両隊長を除く27名の中から切腹する18名を決めるくじ引きが行われた。

翌23日、妙國寺において処刑が行われることになった。当初、フランス側は要求どおり、事件現場である湊新地を主張したが、交渉の末に妙國寺となったものである。日本側は外国事務局2名、肥後・安芸両藩2名、土佐藩家老等、フランス側はデュプレクス号艦長と数名の将校、フランス水兵20名余りが立ち会った。切腹は午後4時から始まり、夕やみ迫る12人目の橋詰愛平に及んだ時、フランス側から切腹中止の要請とし、残りの9名は一旦謹慎となり、25日大坂へ引き揚げた。30日、9名は流罪となり、国許の土佐へ帰された。11名の遺骸は妙國寺北隣の宝珠院境内に埋葬され、土佐藩主により11基の墓碑が建立された。

2月24日、外国事務局督の山階宮晃親王が伊達宗城を伴いフランス艦に赴き、謝罪した。翌25日には土佐藩主山内豊範もフランス艦に出向いて謝罪し、賠償金を支払った。このようにフランス側の要求を速やかに実行することによって、事件は終結した。

## キ. 戦前の顕彰

事件後、切腹した土佐藩士には同情が集まるとともに、生き残った9名を納める予定であった大甕は、強運にあやかろうとする人々にもてはやされた。

12人目であった橋詰愛平は帰郷後、意気阻喪と暮らしながら、明治22年(1889)、病死した。橋詰を慰霊するため、有志によって宝珠院の11基の墓石の隣に小さな墓碑が建てられた。

明治23年(1890)に現地を訪れた生き残り組の一人、土居八之助は荒廃した墓所に心を痛め、明治37年(1903)、谷干城等と玉垣や土塀を建てるなど墓域を整備し、忠烈碑を建てた。土居は事件の顕彰記録の執筆を佐々木甲象に依頼し、『泉州堺土藩士列挙実紀』を刊行した。さらに、靖国神社への合祀を求め、陳情活動を繰り返したが、フランスへの配慮から実現しなかった。明治40年(1907)、日仏協約が締結され、両国の友好関係が構築され始めた。大正3年(1914)、森鷗外の『堺事件』が出版されるなど、文学作品や講談を通じて、事件は広く知られるようになる。

大正6年(1917)、全国各地で幕末に倒れた人々を慰霊する戊辰戦争50年祭が行われ、堺においても在阪在堺の土佐出身者を中心に5月20日から3日間にわたって妙國寺烈士50年祭が執り行われた。法要とあわせて、山内侯爵家及びフランス大使館の寄付により、フランス水兵11名の顕彰碑が宝珠院の境内に建てられた。

日仏両国の関係改善にともない、大正9年(1920)4月、土佐藩士11名は靖国神社への特別合祀が認められた。宝珠院や妙國寺など堺事件のゆかりの地を訪れる観光客も増加し、60周年となる昭和3年(1928)には、事件の発生現場付近に記念碑が建てられた。

玉垣の前には昭和2年(1927)に鳥居が高知市有志、昭和4年(1929)に石燈籠が有志によって建てられた。昭和5年(1930)には高知県出身で大阪在住の古巻重政氏等によって「土佐十一烈士墓遺跡復興会」が組織され、昭和7年(1932)、荒廃していた墓地や境内が整備された。昭和8年(1933)5月には復興会によって境内に烈士館が建設され、参詣者の休憩所や集会所にあてられた。さらに忠魂堂の建設を目指し、「堺事件土佐烈士遺跡復興会高知協賛会」が土佐史談会内に組織され、昭和8年秋に忠魂堂が建設された。

『堺市史続編第二巻』によれば、処刑場となった妙國寺と埋葬地となった宝珠院は、互いに反目していたが、昭和12年(1937)の70年祭を契機に烈士復興会と堺市役所が仲介して両寺が合同で70年祭を行うことになった。しかし、堺市が寺石正路に執筆を依頼した『泉州堺列挙』の記述を巡り、再び両寺の意見が分れた。宝珠院は2月23日に墓前祭を行い、25日には院内烈士館で「史実を語る会」を開催し、妙國寺は70回忌記念碑を境内に建立した。合同70年祭は中止となり、妙國寺は4月22日、宝珠院は4月23日にそれぞれ70年祭を行い、両日とも大阪府知事代理と堺市長らが参列した。

翌昭和13年(1938)2月、宝珠院から文部大臣宛てに「土佐烈士墳墓」の史蹟指定願が提出され、8月8日、史蹟名勝天然記念物保存法に基づき「土佐十一烈士墓」として史蹟に指定された。さらに妙國寺からも境内を「土佐十一烈士殉難賜死之所」として史蹟指定

するよう史蹟指定申請書が昭和 19 年（1944）2 月 1 日に提出された。時局を反映し、史蹟指定の理由は「死ヲ以テ國ニ報セルハ末代皇民ノ龜鑑ナリ」とされたが、指定には至らなかった。

### ク. 戦後の顕彰

第二次世界大戦の空襲により堺の街は広範囲にわたって焼失し、宝珠院・妙國寺ともに全焼した。昭和 24 年（1949）、宝珠院境内に宝珠学園幼稚園が開園し、指定地の周囲は園庭となった。

昭和 43 年（1968）、明治百年記念に伴い市内史跡整備が実施され、堺事件発生現場や妙國寺境内内において整備や補修工事、記念碑建立等が行われた。あわせて市民会館では土佐十一烈士百年祭が行われ、宝珠学園幼稚園の園児たちも舞台に上った。

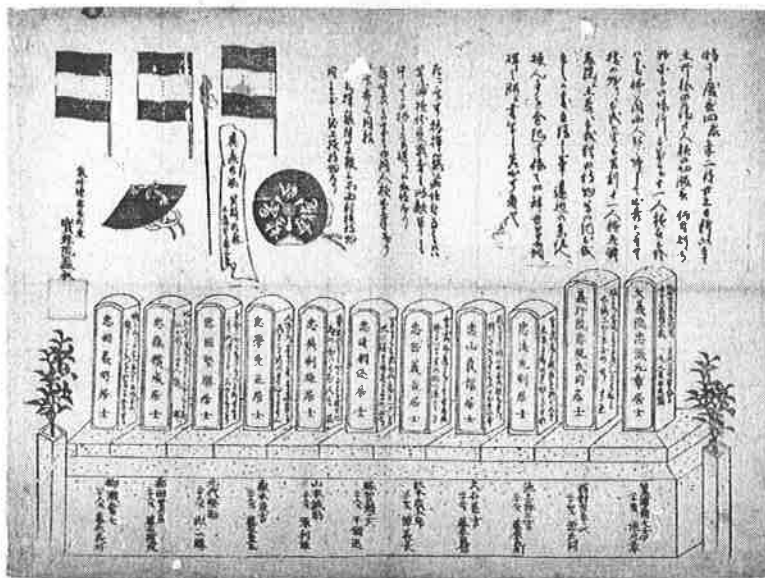
平成 30 年（2018）、明治維新 150 年を顕彰する機運が全国的に盛り上がるなか、1 月から 3 月にかけて開催した土佐十一烈士墓の特別公開には 500 名を超える見学者が訪れるなど、土佐十一烈士墓に対する関心が高まりつつある。また、堺事件を史実として精緻に検証した展示や講演会が堺市と高知県の双方で開催され、膨大な資料から客観的に事件を捉える取組みが活発化している。

・堺市立中央図書館 郷土資料展「堺事件 150 年」 平成 30 年 2 月 3 日～25 日

・高知県立歴史民俗資料館 平成 29 年度企画展「堺事件ー150 年の時を経てー」 平成 30 年 1 月 20 日～3 月 25 日



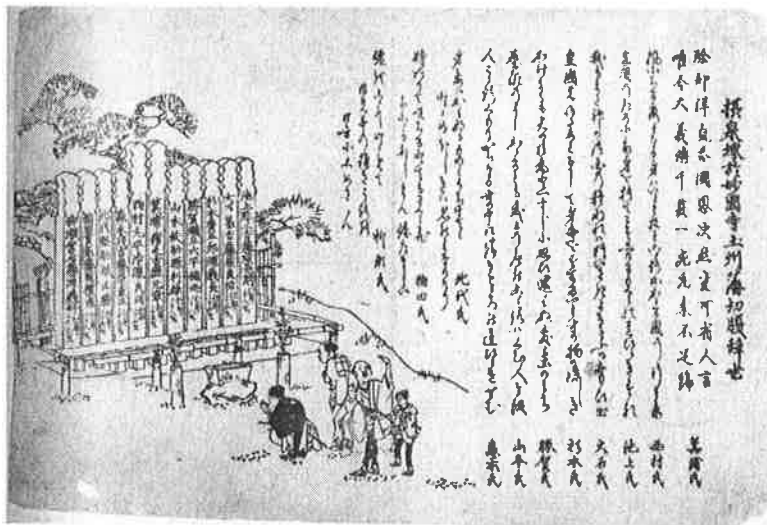




「瓦版 土佐藩士十一名の墓」  
年不詳

(大阪城天守閣所蔵)

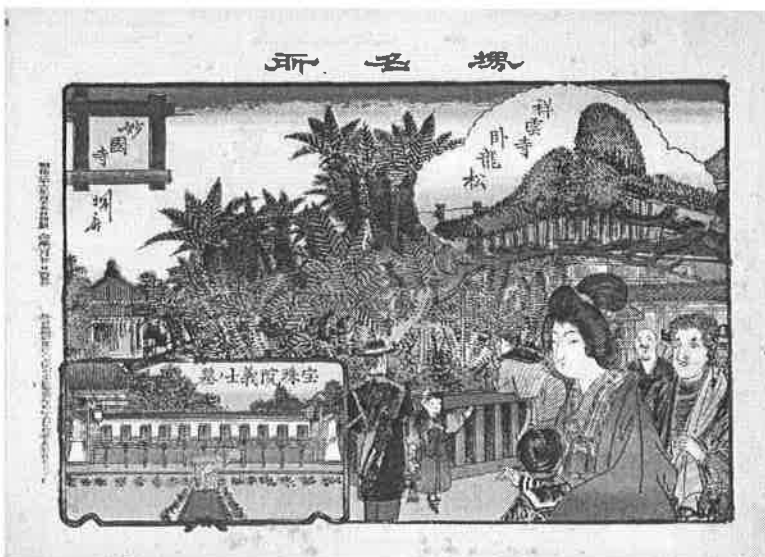
『平成 29 年度企画展 堺事件 - 150 年の時を経て』(2018) 高知県立歴史民俗資料館より転載



「瓦版 摂泉塚於妙國寺土州藩切腹辞世」  
年不詳

(大阪城天守閣所蔵)

『平成 29 年度企画展 堺事件 - 150 年の時を経て』(2018) 高知県立歴史民俗資料館より転載

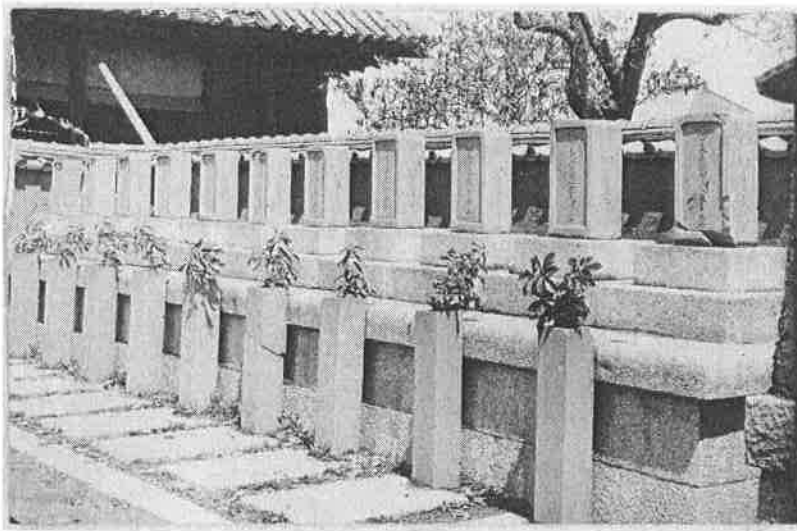


「妙國寺 祥雲寺 臥龍松  
宝珠院義士ノ墓」

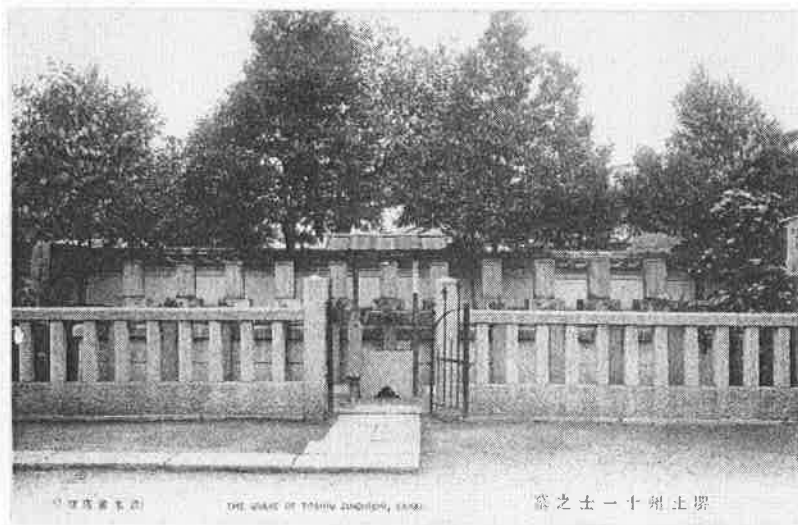
『堺名所』明治 36 年 (1903)

(堺市立図書館所蔵)

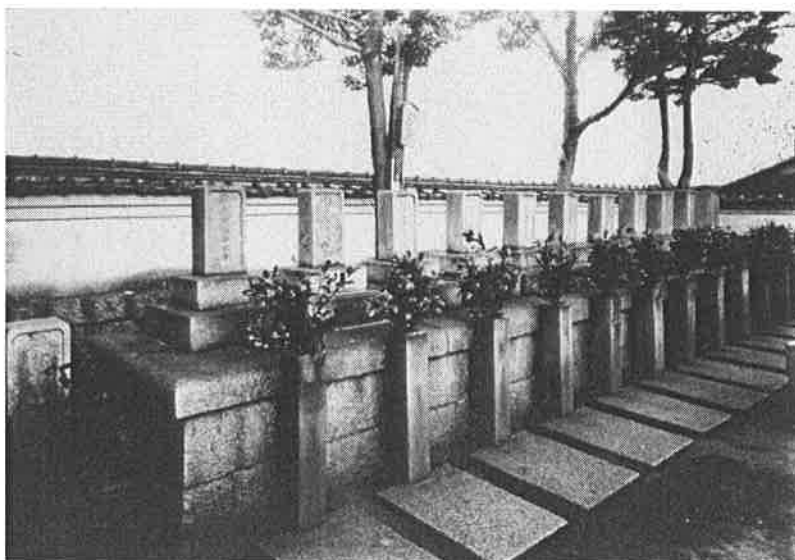
写真差替え



『堺大観』六  
「土州十一士の墓」  
明治36年(1903)頃  
(堺市立図書館所蔵)



「堺名所絵葉書」  
堺土州十一之墓」  
年不詳  
(堺市立図書館所蔵)



「土佐十一烈士の墓」  
昭和5年(1930)以前  
(堺市立図書館所蔵)  
『堺市史』第7巻(昭和5年)

(4) 指定地の状況

A. 指定地の現況

指定地は現在、宝珠学園内にあり、幼稚園の園庭の一部にあたる。指定地の東側は道路に接しているが出入口はなく、指定地へのアプローチは宝珠学園の正門を経由しなければならない。指定地の周囲には遊具が設置されているが、鳥居や石燈籠などはほぼ指定当時の原位置を保っている。

B. 指定地の土地所有および公有化の経緯

指定面積は 17 坪 3 合 4 勺 (約 57.22 m<sup>2</sup>)、現在は全て公有地である。指定当時は民有地であったが、昭和 54 年 (1979) に宝珠院と堺市の間で土地交換契約を締結し、指定地を公有地とした。

C. 保存の経過

昭和 41 年	1966	宝珠院住職により説明板設置（指定地外）
昭和 42 年	1967	墓石修理工事
昭和 43 年	1968	明治百年記念市内史跡整備ならびに補修工事 ・明治百年記念碑建立（妙國寺境内）
昭和 45 年	1970	墓石保存修理工事 ・クラックより空洞音がする部分にエポキシ樹脂を注入充填 ・クラック等の注入口がなく空洞音がする部分はドリルで穴を開けてエポキシ樹脂を注入充填 ・クラックやドリルの穴を充填材、顔料を混練したエポキシ樹脂で塞ぐ ・墓石全面の強化と見場を良くするためにエポキシ樹脂を塗布し、砂を表面に撒いて付着させる
昭和 54 年	1979	土地交換契約締結 ・堺市提供物件 堺市宿屋町東 3 丁 52 番地 宅地 143.80 m <sup>2</sup> ・宝珠院提供物件堺市宿屋町東 3 丁 536 番の内 墓地 143.80 m <sup>2</sup>
平成 7 年	1995	兵庫県南部地震による滅失・き損等届（法 95-5、法 33 を準用） ・土塀屋根瓦 1 枚落下、壁に約 50 cm 幅にわたる剥落、石垣に隙間 平成 7 年度国庫補助事業（災害復旧）
平成 9 年	1997	墓石の剥落に対する根本修復について検討
平成 10 年	1998	覆屋・石垣・樹木・出入口確保等について検討
平成 12 年	2000	史跡土佐十一烈士墓土塀修繕工事
平成 14 年	2002	宝珠院住職により門扉設置（指定地外）
平成 28 年	2016	文化庁調査官視察・助言 奈良文化財研究所視察・助言 箕浦隊長墓石を要望により保存修復、子孫より 30 万円の寄附 ・墓石の保存処理（石材強化剤含浸、修復、撥水剤含浸）
平成 30 年	2018	堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会にて保存活用計画について審議

### 第3章 史跡の本質的価値

#### 1. 史跡の本質的価値

土佐十一烈士墓は慶応4年（1868）にフランス水兵と土佐藩士が衝突した堺事件の犠牲者の墓である。攘夷から開国和親へと政府の外交方針の転換期に生じた事件を伝える著名な墓であるとともに、明治時代以降、様々な顕彰活動によって整備され、現在まで大切に守られてきた墓として重要である。

#### 2. 新たな価値評価の視点

土佐十一烈士墓は史跡指定から80年以上の時間が経過し、その間に堺事件に関する研究も進展した。指定説明文にはフランス水兵が「禁ヲ犯シテ上陸狼藉」に及んだとされるが、近年の研究成果では、当時の堺は外国人の遊歩許可区域に含まれていたことや、測量のためにフランス人が堺港に来航することが事前に堺を治めていた土州役所（土佐藩）に伝えられていたこと、また上陸したフランス水兵と堺の人々の交流を示す史料が明らかになっており、指定説明文に記される事件の経過と史実は異なる可能性が高い。

このように研究の進展によって、事件の詳細な経過等は今後さらに明らかになっていくと考えられるが、土佐十一烈士墓が堺事件という開国期の騒乱を象徴する外交事件による犠牲者の墓であり、明治時代に整備された墓としての評価は指定当時から現在まで通底する史跡の本質的価値として捉えることができる。

また近年、近代遺跡を史跡指定する取組が活発化しているが、昭和13年（1938）に指定された土佐十一烈士墓は近代遺跡の中で指定年月日が最も古く、近代遺跡史跡指定の嚆矢とも評価できる。

### 3. 構成要素の特定

指定説明文によると、土佐藩主が建てた 11 基の墓石、その後谷干城等が墓域を整備して建てた土塀や玉垣、12 人目の橋詰の墓石が指定に値する価値があるものとして挙げられており、これらを史跡の本質的価値を構成する要素として位置付ける。

また史跡周辺にも土佐十一烈士墓を顕彰する石造物や堺事件に関連する遺跡など史跡と密接に関わる要素があり、これらを史跡の周辺環境を構成する要素と史跡の価値に関連する要素に分類する。史跡の周辺環境は指定当時から大きく変化しており、環境の変化を把握するため、指定当時から現在まで存在する要素、指定後新たに作られた要素、指定当時には存在したが指定後に消滅した要素に分類する。

A. 史跡 内	1.史跡の本質的価値を構成する要素		墓石・台石組・敷石・花立・土塀・玉垣
	2. <u>史跡の本質的価値を構成する要素以外の要素</u>		樹木
B. 史跡 外	1.史跡の周辺環境を構成する要素	<u>a.指定当時から存在する要素</u>	門扉・香立・鳥居・石灯籠・敷石・井戸・手洗・顕彰碑・樹木・風水害記念碑
		<u>b.指定後新たに作られた要素</u>	墓地・遊具・園舎・住宅・解説板
		<u>c.指定後に消滅した要素</u>	飛石・築山・木戸門・生垣・烈士館・宝庫・土佐稻荷・本堂・藤棚・案内・仏堂・門・庫裏
	2.史跡の価値に関連する要素		妙國寺・顕彰碑・石柱・堺台場跡・土佐藩陣屋跡（大阪市）

A-1. 史跡の本質的価値を構成する要素

A-2. 史跡の本質的価値を構成する要素以外の要素



墓石・台石組・敷石・花立



土塀・玉垣・樹木

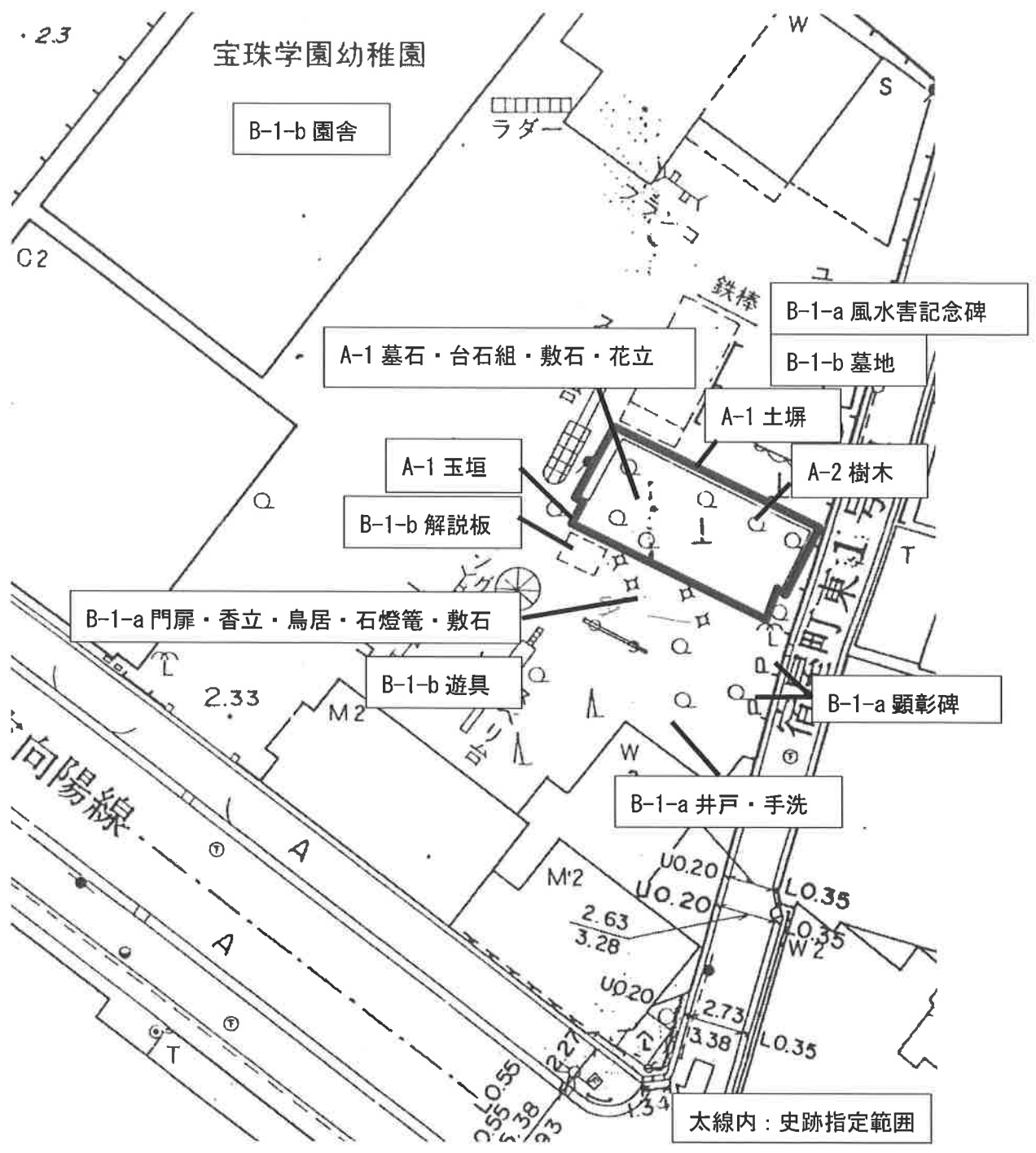
B-1. 史跡の周辺環境を構成する要素



門扉・香立・鳥居・石灯籠・敷石・  
井戸・手洗・顕彰碑・樹木



顕彰碑・樹木





B-2. 史跡の価値に関連する要素



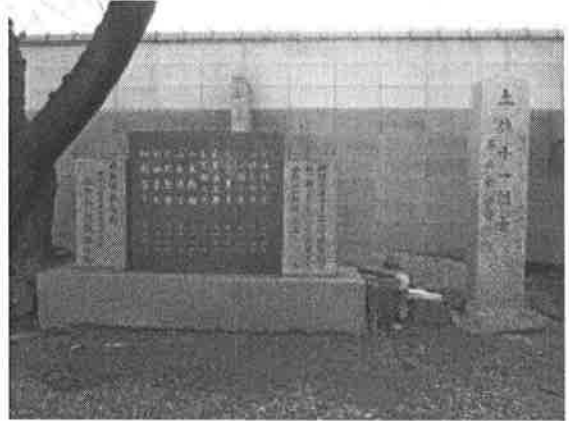
① 標柱石 (宝珠院前)



② 解説板 (宝珠院前)



③ 顕彰碑 (妙國寺境内)



④ 顕彰碑 (妙國寺境内)



⑤ 顕彰碑 (妙國寺境内)



⑥ 石柱 (妙國寺前)



⑦ 石柱

B-2.史跡の価値に関連する要素



⑧堺南台場



⑫妙國寺



⑨顕彰碑・⑩石柱 (堺旧港)



⑪解説板 (堺旧港)

## 第4章 現状と課題

### 1. 保存管理

#### (1) 現状

指定地は全て公有化され、墓石や土塀・玉垣は指定当時の原位置を保っているが、墓石の劣化や土塀の亀裂、台石組の傾きなど全体的に経年劣化が認められる。

指定地周辺は、指定当時は庭園のように墓所に至る動線や築山が整備されていたが、戦後に宝珠学園幼稚園が開園すると、指定地周辺は園庭となり、現在に至っている。

#### (2) 課題

- ・ 墓石表面の剥離、剥落が進行している
- ・ 墓石が露天に置かれている
- ・ 過去の保存修理で使用したエポキシ系の樹脂が白色に変色している
- ・ 過去の保存修理で付着させた砂の剥離が進行している
- ・ 樹木の根あがりにより、墓石が立つ台石組が傾き、墓石が不安定な状態で立っている
- ・ 土塀や玉垣、台石組に亀裂や瓦崩落など破損が生じている



墓石の表面剥離・剥落が進行



土塀の亀裂



樹根による墓石の傾き



樹根による台石組の傾き

土佐十一烈士墓一覽

	名 前	銘文	法量	現状
1	箕浦猪之吉 第六小隊司令	表面：文義院忠深元章居士 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐箕浦猪之吉源元章 行年廿五才		表面上部・下部欠損 側面上部欠損 H28 保存修理実施
2	西村左平次 第八小隊司令	表面：義行院忠現代同居士 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐西村左平次源氏● 行年廿四才		S45 に付着させた砂が剥離 薬剤が白色化
3	池上弥三吉 第六小隊小頭	表面：忠法光則居士 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐池上弥三吉藤原光則 行年卅八才		S45 に付着させた砂が剥離 薬剤が白色化 表面下部欠損 大きく傾く
4	大石甚吉 第八小隊小頭	表面：忠山良信居士 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐大石甚吉藤原良侍 行年卅五才		S45 に付着させた砂が剥離 薬剤が白色化 表面・側面下部欠損 大きく傾く
5	杉本廣五郎 第六小隊	表面：忠岳義長居士 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐杉本廣五郎源義長 行年卅四才		S45 に付着させた砂が剥離 薬剤が白色化
6	勝賀瀬三六 第六小隊	表面：忠速稠迅居士 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐勝賀瀬三六平稠迅 行年廿八才		S45 に付着させた砂が剥離
7	山本鍊助 第六小隊	表面：忠英利雄居士 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐山本鍊助源利雄 行年廿八才		S45 に付着させた砂が剥離 薬剤が白色化
8	森本茂吉 第八小隊	表面：忠學重正居士 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐森本茂吉藤原重正 行年卅九才		S45 に付着させた砂が剥離 薬剤が白色化 表面下部欠損、ドリル穴
9	北代堅助 第六小隊	表面：忠固堅勝居士 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐北代堅助源正勝	33	S45 に付着させた砂が剥離 薬剤が白色化 表面上部・下部・外縁欠損

		行年廿六才		側面下部欠損
10	稲田貫亟 第六小隊	表面：忠應横成居士 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐稲田貫亟藤原横成 行年廿八才		S45 に付着させた砂が剥離 薬剤が白色化 表面下部欠損
11	柳瀬常七 第六小隊	表面：忠相義好居士 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐柳瀬常七藤原義好 行年廿六才		S45 に付着させた砂が剥離 薬剤が白色化 表面下部欠損
12	橋詰愛平	表面：●橋詰愛平記有道 側面：慶応四辰年二月廿三日 行年四十一才		



1.箕浦猪之吉墓



2.西村佐平次墓



3.池上弥三吉墓



4.大石甚吉墓



5.杉本廣五郎墓



6.勝賀瀬三六墓



7.山本鏡助墓



8.森本茂吉墓



9.北代堅助墓



10.稲田貫丞墓



11.柳瀬常七墓



12.橋詰愛平墓

## 2. 活用

### (1) 現状

指定地は宝珠学園内にあるため、恒常的な公開は行っていないが、宝珠学園の協力のもと墓参や見学希望に対しては随時対応している。近年は期間限定の特別公開を実施し、隣接する妙國寺とあわせて観光ボランティアによる案内を行っている。

毎年、土佐藩士の命日にあたる2月23日には市民中心の「堺事件を語り継ぐ会」によって、妙國寺と宝珠院において講演会や墓参が行われている。

### (2) 課題

- ・指定地（市有地）が民有地（宝珠学園）内にあり、民有地を通らずに直接出入りすることができない
- ・解説板は宝珠学園前にはあるが、指定地にはない



指定地遠景



指定地周辺



## 4. 各計画の要綱

### (1) 史跡等保存活用計画—標準となる構成／作成の留意点—

#### 1. 計画策定の沿革・目的

##### (1) 計画策定の沿革

- 計画策定の背景・経緯を記述する。

##### (2) 計画の目的

- 計画の目的を記述する。
- 史跡等の現状・課題等の概略を記述するとともに、それらを改善し適切な保存・活用の方針・方法の策定を目的とする旨を述べる。

##### (3) 委員会の設置・経緯

- 計画策定のために設置した委員会の名簿、審議経過等の概要を記述する。
  - 委員会の構成は、史跡等の関係分野の専門家、活用に関する助言者、他の機関・部局など、幅広く対象に含めることが望ましい。
  - 状況に応じて、専門家・有識者の委員会とは別に、地域住民の合意形成の場、活用に関わる諸団体との意見交換の場を設置した場合には、それらの開催の経緯についても記述する。

##### (4) 他の計画との関係

- 総合計画その他の計画（都市計画、まちづくり計画等）との関係を記述する。
  - 本計画を総合計画等の上位計画及び他の土地利用計画等と関連付けることが望ましい。

##### (5) 計画の実施

- 計画の実施・発効の日付を記述する。

#### 2. 史跡等の概要

##### (1) 指定に至る経緯

- 指定に至る経緯について記述するとともに、追加指定している場合には、その経緯も記述する。
- 指定から（追加指定を経て）現在に至る経緯を記述する。

##### (2) 指定の状況

###### ア. 指定告示

- 指定に係る告示の内容（名称・史跡等の類型・指定年月日・指定基準）を明示する。地籍図・参考図が付されている場合には明示する。
- 追加指定を行った場合には、追加指定に係る告示の内容（追加指定年月日・指定基準）を明示する。

###### イ. 指定説明文とその範囲

- 指定説明文・指定範囲図等を明示する。(2)アにおいて参考図を図示した場合でも、地形図上に範囲を明示した図をを明示する。
- 追加指定している場合には、追加指定説明文・追加指定範囲図を明示する。

###### ウ. 指定に至る調査成果

- 指定に先立って実施した調査成果の概要を記述する。
  - 自然的調査の成果
  - 歴史的調査の成果
  - 社会的調査の成果
- 指定後に明らかとなった調査成果がある場合には、その概要を記述する。

## エ. 指定地の状況

- 以下の諸点を記述する。
  - 土地等の所有関係、管理者の有無、管理団体の指定等
  - 公有化の経緯

## 3. 史跡等の本質的価値

### (1) 史跡等の本質的価値の明示

- 史跡等の適切な保存活用の原点となるのは、当該史跡等が指定に値する本質的価値とは何かを明確に認識し、関係者間で共通理解とすることである。したがって、指定説明文及び追加指定説明文に立脚しつつ、当該史跡等の本質的価値を総括的に再整理・再確認し明示する。

### (2) 新たな価値評価の視点の明示

- 指定当時から相当の時間が経過している場合又は追加指定を行っている場合には、新たな調査成果を踏まえ、価値評価の視点が進化していることも視野に入れ、本質的価値を再整理する。

### (3) 構成要素の特定

- 以下の手順の下に史跡等の構成要素を特定し、それらと本質的価値との関係及び個々の規模・形態・性質等の概要を記述する。表を作成して整理することが簡便と考えられる。
  - 本質的価値を構成する諸要素、及びそれらの概要
  - 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素、及びそれらの概要
  - 指定地の周辺地域を構成する諸要素、及びそれらの概要

## 4. 現状・課題

### (1) 保存（保存管理）

- 以下の項目について、保存（保存管理）の現状・課題を記述する。
  - 指定地の全体
  - 個々の構成要素（3(3)で作成した表に新たに欄を追加して記述することが簡便である。）

### (2) 活用

- 以下の項目について、活用の現状・課題を記述する。
  - 指定地の全体
  - 個々の構成要素（3(3)で作成した表に新たに欄を追加して記述することが簡便である。）

### (3) 整備

- 以下の項目について、整備（保存のための復旧（復旧（修理））、公開活用のための施設整備）の現状・課題を記述する。
  - 指定地の全体
  - 個々の構成要素（3(3)で作成した表に新たに欄を追加して記述することが簡便である。）

### (4) 運営・体制の整備

- 以下の項目について、史跡等の保存活用事業のための運営（進め方）・体制の現状・課題を記述する。
  - 保存活用事業を運営する上での体制（人員・組織）の在り方
  - 同一地方公共団体の内部における保存活用事業の運営（進め方）等に係る意思疎通・情報共有の方法
  - 保存活用事業の運営（進め方）等に関する他の機関・組織との意思疎通・情報共有の方法

## 5. 大綱・基本方針

- 課題の克服に関する目標等を示し、史跡等の望ましい将来像を「大綱」として明示する。
- 史跡等の規模・形態・性質に基づき、以下の5つの観点を十分視野に入れて保存活用の「基本方針」を具体的に明示する。
  - 本質的価値に基づき、史跡等を構成する諸要素を特定し、個別の諸要素の適切な保存（保存管理）の方向性・方法を示すこと。→6
  - 本質的価値に負の影響を与えることなく、豊かに引き出すことができるよう適切な活用の方向性・方法を示すこと。→7
  - 本質的価値を確実に保存・継承し、潜在化している場合には顕在化できるよう適切な整備の方向性・方法を示すこと。→8
  - 地域に根ざした包括的な保存・活用を進めるために、運営の方法及びそれらを進める上で効果的な体制を示すこと。→9
- その他、個別の史跡等の態様に応じて基本方針の項目を追加してもよい。

## 6. 保存（保存管理）

### （1）方向性

- 保存（保存管理）の方向性を示す。

### （2）方法

- 具体的な保存（保存管理）の手法を示す。
  - 特定した諸要素の規模・形態及び性質等を踏まえ、諸要素ごとに適切な保存（保存管理）の具体的な手法を定める。
  - 特に指定地とその周辺の態様に応じて地区区分を行う場合には、地区ごとに総括的な保存（保存管理）の手法を定め、それらに基づき、各地区に所在する個別の諸要素の具体的な保存（保存管理）の具体的な手法を示すことが必要である。
  - 3(3)及び4において作成した表を活用し、新たに欄を付加して明示することも検討してよい。
- 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準
  - 指定地内で予想される建築物その他の工作物の新築・増築・改築、土地の形質変更、木竹の伐採等の各種の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）の取扱方針及び具体的な取扱基準を示す。
  - 地区区分を行った場合には、地区ごとの現状変更等の取扱方針及び具体的な取扱基準を示す。
- 史跡等の指定地外の周辺環境を構成する諸要素の保存・管理の具体的な手法を示す。
  - 史跡等の直近の周辺環境にあって、史跡等に影響を及ぼす可能性のある諸要素の保存管理の具体的な手法を示す。
  - 史跡等の指定地外の周辺環境のうち、指定地内から展望できる範囲を中心に、可能な保全方策を示す。
- 追加指定
  - 本質的価値を構成する諸要素が現在の指定地外に及んでいる場合には、追加指定の進め方を示す。
- 公有化
  - 保存活用上、指定地の公有化が不可欠であるとされる場合には、その進め方を示す。

## 7. 活用

### (1) 方向性

- 活用の方向性を示す。

### (2) 方法

- 学校教育における活用の具体的な手法を示す。
  - 子どもたちの歴史文化の学習に資するよう、学校教育のカリキュラムとの相乗効果を目指すための望ましい手法を示す。
  - 大学との連携の下に、研究教育プログラムとの相乗効果を目指す望ましい手法を示す。
- 社会教育における活用の具体的な手法を示す。
  - 史跡等の活用が地域社会の活性化に及ぼす好影響を考慮し、相互の相乗効果を目指すための望ましい手法を示す。
- 地域における活用(観光・地域おこし等)の具体的な手法を示す。
  - 地域の自然的・歴史的・社会的文脈における史跡等の位置付け・役割を把握し、全体のつながりの中での活用の手法を示す。
  - 地域住民の要請を把握し、そのための望ましい手法を示す。
  - 地域外から訪問する観光客の要請を把握し、そのための望ましい手法を示す。

## 8. 整備

### (1) 方向性

- 保存のための整備(復旧(修理))及び活用のための施設整備の方向性を示す。

### (2) 方法

- 主として保存のための整備(復旧(修理))に関わる以下の手法を具体的に示す。
  - 構成要素の保存に必要な整備(復旧(修理))の技術的手法
  - 本質的価値の普及・啓発に必要なパンフレットその他の情報発信に係る技術的手法
- 主として活用のための施設整備に関わる以下の手法を具体的に示す。
  - 史跡・名勝における遺構の復元展示・表示等の技術的手法
  - 案内・解説・展示に必要な施設の整備に係る技術的手法
  - 公開に必要な情報発信のための施設等の整備(設置)に係る技術的手法
  - 便益管理施設の整備(設置)に係る技術的手法
  - 周辺に所在する他の文化財との連携を視野に入れた情報提供に係る技術的手法
- 整備事業としての実施期間・手順等を示す。
  - 短期的に実現すべき項目と中長期的な展望の下に実現すべき項目とを区分し、各々の整備事業の実施期間・手順等を示す。

## 9. 運営・体制の整備

### (1) 方向性

- 計画に定めた事項を実現するために、事業の実施期間のみならずその後の期間も見越して、運営・体制の整備拡充の方向性を示す。

### (2) 方法

- 計画に定めた事項を実現するために、整備事業の実施期間のみならず、その後の期間も視野に入れ、運営・体制の整備拡充に係る具体的な手法を示す。
  - 整備事業の実施に必要な短期的に実現すべき運営・体制のみならず、保存活用事業を中長期的な展望の下に進めて行くうえでの運営・体制の在り方も示す。

## 10. 施策の実施計画の策定・実施

- 6～10に定めた方向性・方法の各項目について実施すべき施策の項目を定め、それらの実施の道筋・期間等を示す。
- 直ちに又は短期間に実施すべき施策、中長期的な展望の下に実施を展望すべき施策への区分を行い、実効性のある道筋・期間を示すことが必要である。
- 施策の実施計画の総括表を示す。

## 11. 経過観察

### (1) 方向性

- 計画内容の実現に向けて、6～9の項目について経過観察の方向性を示す。

### (2) 方法

- 保存（保存管理）に関する事項の実現状況を把握するために、指標を特定し、期間を含め経過観察の具体的な手法を示す。
- 活用に関する事項の実現状況を把握するために、指標を特定し、期間を含め経過観察の具体的な手法を示す。
- 整備（保存のための復旧（修理）／活用のための施設整備等）に関する事項の実現状況を把握するために、指標を特定し、期間を含め経過観察の具体的な手法を示す。
- 運営・体制の整備に関する事項の実現状況を把握するために、指標を特定し、期間を含め経過観察の具体的な手法を示す。
- 保存（保存管理）・活用・整備、運営・体制の整備の各々に関する各種の施策(事業)の実施状況を把握するために、指標を特定し、期間を含め経過観察の具体的な手法を示す。